

第 7 4 号議案

ふじみ野市立スポーツセンター条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立スポーツセンター条例（平成 2 9 年ふじみ野市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中上野台体育館の項及び駒林体育館の項を次のように改める。

上野台体育館	アリーナ（全面の 3 分の 1）	4 0 0	4 0 0	4 0 0	4 0 0
駒林体育館	アリーナ（全面の 3 分の 1）	4 0 0	4 0 0	4 0 0	4 0 0

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立スポーツセンターの上野台体育館及び駒林体育館に空調設備を設置することに伴い、使用料を変更するため、ふじみ野市立スポーツセンター条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。